

役員等報酬規程

社会福祉法人 松風

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人松風（以下「本法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、本法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤役員については、報酬及び賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員については、報酬を支給する。
- (3) 評議員については、報酬を支給する。
 - 2 非常勤役員及び評議員の交通費の実費が報酬の額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、報酬は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額を支給する。
- (2) 賞与については、別表2に定める額を支給する。
 - 2 非常勤役員に対する報酬の額は別表3に定める額とする。
 - 3 評議員に対する報酬の額は別表4に定める額とする。
 - 4 理事に対する報酬等は、各年度の総額が8,200,000円を超えない範囲で支給するものとする。
 - 5 監事に対する報酬等は、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規定第3条に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。

- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、本法人にて職務執行の都度、支払うものとする。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成 29 年 6 月 27 日より施行する。

この規程は、令和 2 年 2 月 17 日より施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000 円

別表 2 (常勤役員の賞与)

7月の賞与	報酬月額×2ヶ月分
12月の賞与	報酬月額×2ヶ月分

別表 3 (非常勤役員の報酬)

※下記は第5条第4項の法令の定めるところによる控除すべき金額を控除後の額とする

役職名	報酬の額	備考
理事	日額 5,000 円	本法人で行う職務
	日額 10,000 円	本法人以外の場所で行う職務
監事	日額 10,000 円	本法人で行う職務
	日額 15,000 円	本法人以外の場所で行う職務

○理事長が非常勤の場合、非常勤理事の報酬に理事長手当を含め、月額 300,000 円を支給するものとする。

別表 4 (評議員の報酬)

※下記は第5条第4項の法令の定めるところによる控除すべき金額を控除後の額とする

役職名	報酬の額	備考
評議員	日額 5,000 円	本法人で行う職務
	日額 10,000 円	本法人以外の場所で行う職務